

# 馬頭町・小川町合併協議会

## 第12回協議会資料

平成17年9月22日

小川町総合福祉センター「すこやか共生館」

## 【 目 次 】

### ( 1 ) 報告事項 (P1)

報告第 1 6 号	平成 1 7 年度馬頭町・小川町合併協議会歳出予算の流 用について	P 1
報告第 1 7 号	馬頭町・小川町合併協議会の廃止について	P 3
報告第 1 8 号	平成 1 7 年度馬頭町・小川町合併協議会歳入歳出仮決 算の報告について	P 6
	馬頭町・小川町合併協議会歳入歳出仮決算書	P 7
	監査報告書	P 11
	参考：馬頭町・小川町合併協議会歳入歳出決算・清算見込書	P 13
報告第 1 9 号	那珂川町長職務執行者について	P 17

報告第16号

平成17年度馬頭町・小川町合併協議会歳出予算の流用について

平成17年度馬頭町・小川町合併協議会歳出予算について、別紙のとおり流用を行ったので報告する。

平成17年9月22日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎

平成17年度馬頭町・小川町合併協議会 歳出予算の流用

歳出

(単位:千円)

款	項	節	流用前の額	流用額	予算現額	説明
1	運営費		3,904	0	3,904	
	1	会議費	569	0	569	
		1 報酬	530		530	
		9 旅費	14		14	
		11 需用費	25		25	
	2	事務費	3,335	0	3,335	
		9 旅費	140		140	
		11 需用費	608		608	
		12 役務費	125		125	
		13 委託料	275		275	
		14 使用料及び賃借料	2,187		2,187	
2	事業費		3,597	0	3,597	
	1	事業推進費	3,597	0	3,597	
		8 報償費	363		363	
		11 需用費	441		441	
		12 役務費	63	1,000	1,063	備品購入費より
		13 委託料	1,155		1,155	
		18 備品購入費	1,575	1,000	575	役務費へ
3	予備費		500	0	500	
	1	予備費	500	0	500	
		1 予備費	500		500	
	歳出合計		8,001	0	8,001	

報告第17号

馬頭町・小川町合併協議会の廃止について

馬頭町・小川町合併協議会の廃止について、別紙のとおり報告する。

平成17年9月22日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎

## 馬頭町・小川町合併協議会の廃止について

馬頭町・小川町合併協議会は、2町の合併に関する協議、新町建設計画の作成及びその他の事務並びに合併準備に関する各種事務の一切が完了し、その役割が終了することから、2町議会において協議会の廃止に関する議決を経て、平成17年9月30日をもって廃止されることになったので解散するものである。

なお、廃止時の処理は、下記のとおり行うものとする。

### 記

- 1 協議会の収支については、馬頭町・小川町合併協議会規約第17条（協議会解散の場合の措置）の規定に基づき、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。
- 2 決算の報告については、合併後速やかに委員に通知する。
- 3 協議会の所有する財産及び剰余金については、すべて合併後の那珂川町に帰属させる。

関係法令等（抜粋）

地方自治法

（協議会の組織の変更及び廃止）

第252条の6

普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第252条の2第1項から第3項までの例によりこれを行わなければならない。

馬頭町・小川町合併協議会規約

（協議会解散の場合の措置）

第17条

協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

議案第8号

馬頭町・小川町合併協議会の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、馬頭町・小川町合併協議会を平成17年9月30日限り廃止することについて、同条においてその例によることとされる同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めらる。

平成17年9月6日提出

馬頭町長 川崎 和郎

平成17年9月6日可決

馬頭町議会議長 矢内



上記謄本に相違ない

平成17年9月7日

馬頭町議会議長 矢内



第2号議案

馬頭町・小川町合併協議会の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、平成17年9月30日限り、馬頭町・小川町合併協議会を廃止することについて、同条においてその例によることとされる同法第252条の2第3項の規定に基づき議会の議決を求めらる。

平成17年9月2日提出

小川町長 渡辺 良治

平成17年9月2日 原案可決

栃木県那須郡小川町議会議長 川上 宗男



この写は原本と相違ないことを証明する

平成17年9月5日

栃木県那須郡小川町議会議長 川上 宗男



報告第18号

平成17年度馬頭町・小川町合併協議会歳入歳出仮決算の報告について

平成17年度馬頭町・小川町合併協議会歳入歳出仮決算について、監査委員の監査報告書をつけて別紙のとおり報告する。

平成17年9月22日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎

# 平成17年度 馬頭町・小川町合併協議会歳入歳出仮決算書

平成17年9月9日現在

歳入仮決算額	8,253,747 円
歳出仮決算額	2,590,889 円
歳入歳出差引額	5,662,858 円

## 歳入

(単位:円)

款	項	予算現額(A)	収入済額(B)	比較(B-A)
1 負担金		5,000,000	5,000,000	0
	1 負担金	5,000,000	5,000,000	0
2 補助金		0	0	0
	1 補助金	0	0	0
3 繰越金		3,000,000	3,253,730	253,730
	1 繰越金	3,000,000	3,253,730	253,730
4 諸収入		1,000	17	983
	1 諸収入	1,000	17	983
歳入合計		8,001,000	8,253,747	252,747

## 歳出

(単位:円)

款	項	予算現額(A)	支出済額(B)	不用額(A-B)
1 運営費		3,904,000	1,755,289	2,148,711
	1 会議費	569,000	16,380	552,620
	2 事務費	3,335,000	1,738,909	1,596,091
2 事業費		3,597,000	835,600	2,761,400
	1 事業推進費	3,597,000	835,600	2,761,400
3 予備費		500,000	0	500,000
	1 予備費	500,000	0	500,000
歳出合計		8,001,000	2,590,889	5,410,111

平成17年9月22日 提出

馬頭町・小川町合併協議会長 川崎和郎

平成17年度 馬頭町・小川町合併協議会歳入歳出決算事項別明細書

平成17年9月9日現在

歳入 (単位:円)

科 目		予 算				現 額		調定額	収入済額 (B)	不納欠損額 収入未済額 (C)	比 較 (A-B-C)	備 考
款	項	当初予算額	補正予算額	継続費及び 繰越事業費充当 財源充当額	計(A)	節						
						区分	金額(A)					
1	負担金	5,000,000	0	0	5,000,000			5,000,000	5,000,000	0	0	
	1 負担金	5,000,000	0	0	5,000,000			5,000,000	5,000,000	0	0	
						1 負担金	5,000,000	5,000,000	5,000,000	0	0	馬頭町・小川町 各2,500,000円
2	補助金	0	0	0	0			0	0	0	0	
	1 補助金	0	0	0	0			0	0	0	0	
						1 補助金	0	0	0	0	0	
3	繰越金	3,000,000	0	0	3,000,000			3,253,730	3,253,730	0	253,730	
	1 繰越金	3,000,000	0	0	3,000,000			3,253,730	3,253,730	0	253,730	
						1 繰越金	3,000,000	3,253,730	3,253,730	0	253,730	前年度繰越金
4	諸収入	1,000	0	0	1,000			17	17	0	983	
	1 諸収入	1,000	0	0	1,000			17	17	0	983	
						1 雑入	1,000	17	17	0	983	預金利子
歳入合計		8,001,000	0	0	8,001,000		8,001,000	8,253,747	8,253,747	0	252,747	

歳出 (単位:円)

科 目		予 算				現 額		予備費支出 及び流用増減	計(A)	支出済額(B)	不用額(A-B)	備 考
款	項	当初予算額	補正予算額	継続費及び 繰越事業費 繰越額	計	節						
						区分	金額					
1	運営費	3,904,000	0	0	3,904,000			0	3,904,000	1,755,289	2,148,711	
	1 会議費	569,000	0	0	569,000			0	569,000	16,380	552,620	
						1 報酬	530,000	0	530,000	0	530,000	協議会委員等報酬
						9 旅費	14,000	0	14,000	0	14,000	
						11 需用費	25,000	0	25,000	16,380	8,620	食糧費 16,380
	2 事務費	3,335,000	0	0	3,335,000			0	3,335,000	1,738,909	1,596,091	
						9 旅費	140,000	0	140,000	112,000	28,000	職員普通旅費 112,000
						11 需用費	608,000	0	608,000	196,017	411,983	消耗品費 194,057 燃料費 1,960

科目		予 算 現 額				予備費支出 及び流用増減	計 (A)	支出済額 (B)	不用額 (A-B)	備 考			
款	項	当初予算額	補正予算額	継 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 繰 越 額	計						節		
											区分	金額	
						12 役務費	125,000	0	125,000	80,904	44,096	通信運搬費	80,904
						13 委託料	275,000	0	275,000	58,064	216,936	会議録作成委託	58,064
						14 使用料	2,187,000	0	2,187,000	1,291,924	895,076	事務機器借上料	1,276,524
												有料道路使用料	15,400
2	事業費	3,597,000	0	0	3,597,000			0	3,597,000	835,600	2,761,400		
	1 事業推進費	3,597,000	0	0	3,597,000			0	3,597,000	835,600	2,761,400		
						8 報償費	363,000	0	363,000	363,000	0	町名町章認定証	273,000
												町章採用者報償品	90,000
						11 需用費	441,000	0	441,000	117,600	323,400	新町町章募集チラシ印刷製本費	117,600
						12 役務費	63,000	1,000,000	1,063,000	0	1,063,000	新聞広告料	0
						13 委託料	1,155,000	0	1,155,000	355,000	800,000	例規原案作成業務委託料	0
												町章制定サポート業務委託料	105,000
												町章デザイン化業務委託料	250,000
						18 備品 購入費	1,575,000	1,000,000	575,000	0	575,000		
3	予備費	500,000	0	0	500,000			0	500,000	0	500,000		
	1 予備費	500,000	0	0	500,000			0	500,000	0	500,000		
						1 予備費	500,000	0	500,000	0	500,000		
	歳出合計	8,001,000	0	0	8,001,000		8,001,000	0	8,001,000	2,590,889	5,410,111		

実質収支に関する仮調書

平成17年9月9日現在

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	8,253,747 円
2 歳 出	総 額	2,590,889 円
3 歳 入 歳 出	差 引 額	5,662,858 円
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費繰次繰越額	円
	(2) 繰越明許費繰越額	円
	(3) 事故繰越し繰越額	円
	計	円
5 実 質 収 支	額	5,662,858 円

# 監査報告書

馬頭町・小川町合併協議会規約第14条第2項の規定を準用し、平成17年度馬頭町・小川町合併協議会歳入歳出仮決算について下記のとおり監査を行ったがその結果、会計帳簿及び証拠書類並びに現金とも一致し、すべて正確であったことを認めます。

## 記

### 1. 監査の日時及び場所

平成17年9月14日（水）午後2時から  
馬頭町山村開発センター第3研修室

### 2. 審査の手続き

会長から提出された歳入歳出仮決算書、歳入歳出仮決算事項別明細書、実質収支に関する仮調書について、関係諸帳簿、証拠書類との照合、関係職員からの説明の聴取等に基づいて審査を実施した。さらに、今後発生すると見込まれる歳入歳出について関係職員からの説明を聴取した。

### 3. 審査の概要

仮決算現在日	平成17年9月9日現在
歳入仮決算額	8,253,747 円
歳出仮決算額	2,590,889 円
歳入歳出差引額	5,662,858 円
実質収支仮額	5,662,858 円

以上報告いたします。

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎 和郎 様

平成17年9月14日

馬頭町・小川町合併協議会

監査委員 小沼 功

監査委員 薄井 秀雄



参 考 資 料
---------

平成17年度 馬頭町・小川町合併協議会歳入歳出決算・清算見込書

歳入決算見込額	8,253,760 円
歳出決算見込額	4,635,514 円
歳入歳出差引見込額	3,618,246 円

歳入 (単位:円)

款	項	予算現額(A)	収入済額(B)	比較(B-A)
1 負担金		5,000,000	5,000,000	0
	1 負担金	5,000,000	5,000,000	0
2 補助金		0	0	0
	1 補助金	0	0	0
3 繰越金		3,000,000	3,253,730	253,730
	1 繰越金	3,000,000	3,253,730	253,730
4 諸収入		1,000	30	970
	1 諸収入	1,000	30	970
歳 入 合 計		8,001,000	8,253,760	252,760

歳出 (単位:円)

款	項	予算現額(A)	支出済額(B)	不用額(A-B)
1 運営費		3,904,000	2,379,914	1,524,086
	1 会議費	569,000	405,280	163,720
	2 事務費	3,335,000	1,974,634	1,360,366
2 事業費		3,597,000	2,255,600	1,341,400
	1 事業推進費	3,597,000	2,255,600	1,341,400
3 予備費		500,000	0	500,000
	1 予備費	500,000	0	500,000
歳 出 合 計		8,001,000	4,635,514	3,365,486

平成17年度 馬頭町・小川町合併協議会歳入歳出決算・清算見込事項別明細書

歳入 (単位:円)

科目		予 算			現 額		調定額	収入済額(B)	不納欠損額 収入未済額 (C)	比 較 (A-B-C)	備 考	
款	項	当初予算額	補正予算額	継続費及び 繰越事業費充当 財源充当額	計(A)	節						
						区分						金額(A)
1	負担金	5,000,000	0	0	5,000,000			5,000,000	5,000,000	0	0	
	1 負担金	5,000,000	0	0	5,000,000			5,000,000	5,000,000	0	0	
						1 負担金	5,000,000	5,000,000	5,000,000	0	0	馬頭町・小川町 各2,500,000円
2	補助金	0	0	0	0			0	0	0	0	
	1 補助金	0	0	0	0			0	0	0	0	
						1 補助金	0	0	0	0	0	
3	繰越金	3,000,000	0	0	3,000,000			3,253,730	3,253,730	0	253,730	
	1 繰越金	3,000,000	0	0	3,000,000			3,253,730	3,253,730	0	253,730	
						1 繰越金	3,000,000	3,253,730	3,253,730	0	253,730	前年度繰越金
4	諸収入	1,000	0	0	1,000			30	30	0	970	
	1 諸収入	1,000	0	0	1,000			30	30	0	970	
						1 雑入	1,000	30	30	0	970	預金利子
歳入合計		8,001,000	0	0	8,001,000		8,001,000	8,253,760	8,253,760	0	252,760	

歳出 (単位:円)

科目		予 算			現 額		予備費支出 及び流用増減	計(A)	支出済額(B)	不用額(A-B)	備 考	
款	項	当初予算額	補正予算額	継続費及び 繰越事業費 繰越額	計	節						
						区分						金額
1	運営費	3,904,000	0	0	3,904,000			0	3,904,000	2,379,914	1,524,086	
	1 会議費	569,000	0	0	569,000			0	569,000	405,280	163,720	
						1 報酬	530,000	0	530,000	385,000	145,000	協議会委員等報酬 385,000
						9 旅費	14,000	0	14,000	0	14,000	
						11 需用費	25,000	0	25,000	20,280	4,720	食糧費 20,280
	2 事務費	3,335,000	0	0	3,335,000			0	3,335,000	1,974,634	1,360,366	
						9 旅費	140,000	0	140,000	112,000	28,000	職員普通旅費 112,000
						11 需用費	608,000	0	608,000	196,017	411,983	消耗品費 194,057 燃料費 1,960

科目		予 算 現 額				予備費支出 及び流用増減	計(A)	支出済額(B)	不用額(A-B)	備 考			
款	項	当初予算額	補正予算額	継 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 額	計						節		
											区分	金額	
						12 役務費	125,000	0	125,000	107,154	17,846	通信運搬費	107,154
						13 委託料	275,000	0	275,000	73,289	201,711	会議録作成委託	73,289
						14 使用料	2,187,000	0	2,187,000	1,486,174	700,826	事務機器借上料 有料道路使用料	1,470,774 15,400
2	事業費	3,597,000	0	0	3,597,000			0	3,597,000	2,255,600	1,341,400		
	1 事業推進費	3,597,000	0	0	3,597,000			0	3,597,000	2,255,600	1,341,400		
						8 報償費	363,000	0	363,000	363,000	0	町名町章認定証 町章採用者報償品	273,000 90,000
						11 需用費	441,000	0	441,000	117,600	323,400	新町町章募集チラシ印刷製本費	117,600
						12 役務費	63,000	1,000,000	1,063,000	1,000,000	63,000	新聞広告料	1,000,000
						13 委託料	1,155,000	0	1,155,000	775,000	380,000	例規原案作成業務委託料 町章制定サポート業務委託料 町章デザイン化業務委託料	420,000 105,000 250,000
						18 備品 購入費	1,575,000	1,000,000	575,000	0	575,000		
3	予備費	500,000	0	0	500,000			0	500,000	0	500,000		
	1 予備費	500,000	0	0	500,000			0	500,000	0	500,000		
						1 予備費	500,000	0	500,000	0	500,000		
歳 出 合 計		8,001,000	0	0	8,001,000		8,001,000	0	8,001,000	4,635,514	3,365,486		

実質収支に関する見込調書

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	8,253,760 円
2 歳 出	総 額	4,635,514 円
3 歳 入 歳 出	差 引 額	3,618,246 円
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	円
	(2) 繰越明許費繰越額	円
	(3) 事故繰越し繰越額	円
	計	0 円
5 実 質	収 支 額	3,618,246 円

報告第19号

那珂川町長職務執行者について

那珂川町の町長職務執行者について、馬頭町長及び小川町長の協議により下記のとおり選任されたので報告する。

記

那珂川町長職務執行者            渡 辺   良 治

平成17年9月22日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎 和 郎

写

那須郡馬頭町及び同郡小川町の廃置分合に伴う  
那珂川町長職務執行者に関する協議書

那須郡馬頭町及び同郡小川町を廃し、その区域をもって平成17年10月1日から新たに那珂川町を設置することに伴う那珂川町長職務執行者について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第1条の2の規定に基づき、下記のとおり定める。

記

那珂川町長職務執行者 渡辺 良治

平成17年8月17日

馬頭町長

川崎和郎

小川町長

渡辺良治

## 首長職務執行者の職務の暫定執行

参考

区 分		内 容	備 考
職務権限		職務執行者は、首長とほぼ同様の職務権限の執行ができるが、その職務は暫定に過ぎないので、必要最小限度の職務のみと考えるべきとされる。 助役、収入役、監査委員の選任等は、首長のみの権限とされる。	
条例規則等	暫定条例及び規則	必要と認められる場合は、職務執行者は、従来の市町村の条例規則を暫定的に新市町村の条例規則として引き続き施行することができる。 新市町村において新たな条例及び規則が制定、施行されるまでの間	あらかじめ、暫定的に適用する条例規則、職務執行者が専決処分による条例制定について、合併関係市町村の意思統一を図っておくことが必要である。
	新条例及び規則	必要と認められる場合は、職務執行者の専決処分により、新しい条例を制定し、長の権限に属する事項について、規則を制定、施行することができる。	
予算	暫定予算	暫定予算に計上できる費用は、一般的に次のとおり。 長及び議員の選挙費 長及び議員が就任するまでの義務的経費(人件費、事務費、扶助費、公債費)、既に契約が成立した経費、投資的経費で緊急やむを得ないもの。 最小限度の庁舎その他の財産又は公の施設維持管理費 新首長及び議員が選出され、本予算が成立するまでの間	政策的な経費や新規計画に伴う経費は、避けることが望ましいとされているが、暫定予算に計上される経費の内容については、法令上は、特段の制限はない。
特別職の選任等	暫定選挙管理委員会	職務執行者は、合併市町村の選挙管理委員会の委員であった者が、あらかじめ互選を行なう場所・日時を通知する。 暫定選挙管理委員会委員となるべき、合併関係市町村の委員が定数に満たない場合には、職務執行者は補充員であった者の中から選任し、暫定委員に充てる。	
	暫定教育委員会	職務執行者が、合併関係市町村の教育委員会委員であった者の中から、臨時に選任する。 最初の教育委員会の会議は、職務執行者が招集する。	
	暫定固定資産評価審査委員会	職務執行者が、合併関係市町村の固定資産評価審査委員会委員であった者の中から、選任し、委員に充てることができる。	
	農業委員会委員(選任委員)	新首長の選挙前に発議会が開催される場合には、職務執行者が、関係団体及び議会の推薦により選任する。	
	附属機関(審議会等)の委員	1日の空白期間を置くことが許されないもの、緊急性があるものについては、職務執行者が選任する。	選任した委員については、新首長が再任命する必要はない。
	収入役職務代理者	職務執行者は、収入役の職務代理者を選任しておくことが必要となる。	選任について、合併関係市町村の意思統一を図っておくことが適当とされる。

## 合併関係市町村の首長の職務

消滅市町村の決算	<p>合併関係市町村の首長又は首長の職務代理者であった者が決算をし、（自治法施行令第5条第2項）合併市町村の新首長に引き継ぐ。</p> <p>事務を承継した市町村の首長(新首長)は、監査委員の審査に付し、意見を付けて合併後の議会の認定に付さなければならない。（自治法施行令第5条第3項）</p> <p>決算は、認定に関する議会の議決とともに知事に報告し、かつ、その要領を住民に公表しなければならない。（自治法施行令第5条第4項）</p>	
----------	--	--